

1, もくせいの里の利用料及冬季加算の額は、下表の通りです。

(単位：円)

前年の対象収入による階層区分			利用料				
			定められたもくせいの里の事務費基準額 129,224 円		生活費	事務費本人負担分 及び生活費の合計 (冬季加算を除く)	冬季加算 (11～3月)
			階層区分	市補助金			
1,500,000 円以下		1	119,224	10,000	57,116	67,116	2,168
1,500,001 円～	1,600,000 円	2	116,224	13,000	57,116	70,116	2,168
1,600,001 円～	1,700,000 円	3	113,224	16,000	57,116	73,116	2,168
1,700,001 円～	1,800,000 円	4	110,224	19,000	57,116	76,116	2,168
1,800,001 円～	1,900,000 円	5	107,224	22,000	57,116	79,116	2,168
1,900,001 円～	2,000,000 円	6	104,224	25,000	57,116	82,116	2,168
2,000,001 円～	2,100,000 円	7	99,224	30,000	57,116	87,116	2,168
2,100,001 円～	2,200,000 円	8	94,224	35,000	57,116	92,116	2,168
2,200,001 円～	2,300,000 円	9	89,224	40,000	57,116	97,116	2,168
2,300,001 円～	2,400,000 円	10	84,224	45,000	57,116	102,116	2,168
2,400,001 円～	2,500,000 円	11	79,224	50,000	57,116	107,116	2,168
2,500,001 円～	2,600,000 円	12	72,224	57,000	57,116	114,116	2,168
2,600,001 円～	2,700,000 円	13	65,224	64,000	57,116	121,116	2,168
2,700,001 円～	2,800,000 円	14	58,224	71,000	57,116	128,116	2,168
2,800,001 円～	2,900,000 円	15	51,224	78,000	57,116	135,116	2,168
2,900,001 円～	3,000,000 円	16	44,224	85,000	57,116	142,116	2,168
3,000,001 円～	3,100,000 円	17	36,224	93,000	57,116	150,116	2,168
3,100,001 円～	3,200,000 円	18	28,224	101,000	57,116	158,116	2,168
3,200,001 円～	3,300,000 円	19	20,224	109,000	57,116	166,116	2,168
3,300,001 円～	3,400,000 円	20	17,824	111,400	57,116	168,516	2,168
3,400,001 円以上		21	17,824	111,400	57,116	168,516	2,168

- 表の前年対象収入とは、前年の収入（社会通念上収入と認定できないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。（「対象収入」の認定に関しては、浜松市の通達や指導に沿って行います。）
- 夫婦で入居する場合には夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てます。
- 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたとき（月の途中の入退居）の生活費及び暖房費の額は、日割り計算（その月の暦日数を基礎とする）により算出した額を徴収します。なお、入居期間とは、契約上の開始日、終了日を基準に計算します。
- 入居期間が10日間以内であるときの月額の事務費は、事務費負担額に2分の1を乗じて得た額とします。
- 入居者が予め2日前に施設長に届け出て、連続して7日以上給食を受けなかった場合は、その欠食期間の食費相当額（950円/日）を次月利用料より減額します。但し、入院（ショートステイも含む）による欠食は前記に拘らず欠食相当額を減額いたしません。
- 居室の電気料は、別に定めた料金を徴収させていただきます。暖房費は表の金額を上限とし、別途定めます。
- 浜松市より費用徴収に関する通達があった場合は、その適用時期も含めてこの表を改訂させていただきます。